

東京学芸大学附属図書館委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<u>第1条 本学附属図書館に、東京学芸大学附属図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。</u> <u>(1) 部教官会から推せんされた教官 各2名</u> <u>(2) 図書館学に関係する教官 1名</u> <u>第3条 前条に定める委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。</u> <u>2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 第4条 委員会は、附属図書館長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 (1) 図書館の予算の原案に関すること。 (2) 図書館の利用に関すること。 (3) 図書館資料の選定に関すること。 (4) その他図書館に関する重要事項 第5条 委員会は、附属図書館長が招集し、議長となる。 第6条 委員会は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。 第7条 委員会の<u>事務は、附属図書館事務部</u>において処理する。 〔省略〕	<u>(目的)</u> <u>第1条 この規程は、東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）第2条第2項の規定に基づき、東京学芸大学附属図書館委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(組織)</u> <u>第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</u> <u>(1) 各学系の教授会から推薦された教員 各2名</u> <u>(2) 図書館学に関係する教員 1名</u> <u>(3) 学術情報部長</u> <u>(任期)</u> <u>第3条 前条第1号及び第2号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u> <u>ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>(審議事項)</u> 第4条 委員会は、附属図書館長の諮問に応じ、次の事項を審議する。 (1) 図書館の予算の原案に関すること。 (2) 図書館の利用に関すること。 (3) 図書館資料の選定に関すること。 (4) その他図書館に関する重要事項 <u>(議長)</u> 第5条 委員会は、附属図書館長が招集し、議長となる。 <u>(関係者の出席)</u> 第6条 委員会は、必要に応じ、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。 <u>(庶務)</u> 第7条 委員会の<u>庶務は、学術情報部</u>において処理する。 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正前の東京学芸大学図書館委員会規程第2条第1号の規定により推薦された委員については、改正後の規程第2条第1号の規定により推薦されたものとみなす。</u>